

長崎市立三川中学校「いじめ防止基本方針」

人権尊重の精神を基本に据え、学校・保護者・地域が一体となってすべての生徒を守り育むとともに、安心して生活し学ぶことのできる生き生きとした学校づくりのために、いじめ防止に向けた学校を挙げての取組の全体像を明らかにする。

【めざす生徒像と具体像】

「心豊かな生徒」：思いやりがあり、心身を鍛え、自ら学び続け、勤労奉仕を尊ぶ生徒

- 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操をもち、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し、生命を崇高なるものとして大切にする生徒。
- 規範意識と道徳心を身に付け、「いじめは人間として絶対に許されない卑怯な行為である」との人権意識をもち、人権侵害に対し、毅然とした態度を示すことのできる生徒。

いじめ対策委員会

〈関係職員〉

- ・校長、教頭 ・教務主任、生徒指導主事 ・学年主任
- ・教育相談、人権教育担当・関係学級、部活動担当・養護教諭

〈専門家・外部関係者〉

- ・SC、SSW
- ・スクールサポーター

〈PTA、地域との連携〉

- ・PTA
- ・部活動振興会
- ・校区内自治会
- ・学校評議員
- ・育成協議会
- ・児童民生委員

〈関係機関との連携〉

- ・教育委員会 ・警察
- ・子育て支援課
- ・子ども・女性・障害者支援センター
- ・医療機関 ・民生委員
- ・少年センター ・少年鑑別所

〈生徒会〉

- ・執行部
- ・中央委員会
- ・生活部等の専門委員会
- ・人権学習実行委員会
- ・小学校児童会（小中連携）

「いじめ防止に向けての基本姿勢」

- いじめは「どの子どもにも起こりうる」「どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる」問題であり、「人間として絶対に許されない卑怯な行為である」という考えのもと、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組むものとする。また、いじめ問題を根絶するために、小中連携で推進するものとする。
- 未然防止として、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを推進していくことを基本とする。
- いじめの未然防止・早期発見、いじめ問題の克服のため、教職員が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有するとともに、家庭・地域・教育委員会を始め、支援センターや、警察等との連携のもと推進するものとする。
- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、体験活動などの推進により、生徒の社会性や自己有用感、自己肯定感を高めるとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人権を尊重する態度を養うものとする。
- 学校評価において、具体的な取組状況や達成状況を検証・評価するとともに、教員評価にあつては、日頃からの生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめへの迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むものとする。

(いじめの禁止) 第4条 児童等は、いじめを行ってはならない。

(保護者の責務等) 第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。